

沖縄地方非常通信協議会の概要

電波法第 74 条の規定に基づき、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立されました。

国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関として位置付けられており、中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長）と連携し、非常時に備えた通信計画の作成や通信訓練等を実施しています。

設立 昭和 47 年 9 月 29 日（構成員：89 団体）

役員 会長：総務省沖縄総合通信事務所長

副会長：沖縄气象台次長、沖縄県知事公室基地防災統括監

○「防災基本計画」（平成 20 年 2 月、中央防災会議）における位置付け

第 2 編 震災対策編

第 1 章 災害予防

第 2 章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡関係

(3) 通信手段の確保

- 国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

11 防災関係機関の防災訓練の実施

(2) 地方における防災訓練の実施

- 地方公共団体及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

（第 3 編風水害対策編、第 4 編火山災害対策編、第 5 編雪害対策編、第 6 編海上災害対策編、第 7 編航空災害対策編、第 8 編鉄道災害対策編、第 11 編危険物等災害対策編、第 12 編大規模な火事災害対策編、第 13 編林野火災対策編、第 14 編その他の災害に共通する対策編、において同旨）

第 15 編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第 2 章 災害応急対策に関する事項

15 災害時における通信計画に関する事項

非常通信協議会を中心とする非常通信体制の整備、有線、無線通信の一体的活動及び郵便通信施設による応急対策通信等重要通信の確保に関する計画

※「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月閣議決定）においても同旨。

参考 HP : <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/index.htm>

沖縄地方非常通信協議会 構成員一覧（８９機関）

（順不同）

沖縄県	(株)いとまんコミュニティーエフエム放送
沖縄県警察本部	(株)エフエム二十一
沖縄気象台	(株)FMコザ
内閣府沖縄総合事務局	FM琉球(株)
第十一管区海上保安本部	(株)沖縄タイムス社
九州管区警察局沖縄県情報通信部	(株)琉球新報社
那覇地方検察庁	沖縄電力(株)
総務省沖縄総合通信事務所	電源開発(株)火力事業部石川石炭火力発電所
日本赤十字社沖縄県支部	全日本空輸(株)沖縄空港支店
日本銀行那覇支店	日本トランスオーシャン航空(株)
(株)NTT西日本沖縄支店	琉球海運(株)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社	(株)興洋電子
沖縄セルラー電話(株)	(株)沖電子
KDDI(株)那覇テクニカルセンター	沖縄瓦斯(株)
ソフトバンクモバイル(株)	沖縄南部タクシー協同組合
ソフトバンクテレコム(株)九州ネットワークセンター	沖縄乗用自動車事業協同組合
NHK沖縄放送局	那覇個人タクシー事業協同組合
琉球放送(株)	(社)沖縄県漁業無線協会
沖縄テレビ放送(株)	(社)沖縄移動無線センター
琉球朝日放送(株)	(財)移動無線センター関東センター沖縄事務所
(株)ラジオ沖縄	(社)全国陸上無線協会沖縄支部
(株)エフエム沖縄	(社)日本アマチュア無線連盟沖縄県支部
宮古テレビ(株)	(株)FMよみたん
(有)石垣コミュニティーエフエム	沖縄ラジオ(株)

（市町村コード順）

那覇市	豊見城市	今帰仁村	嘉手納町	渡嘉敷村	伊是名村
宜野湾市	うるま市	本部町	北谷町	座間味村	久米島町
石垣市	宮古島市	恩納村	北中城村	粟国村	八重瀬町
浦添市	南城市	宜野座村	中城村	渡名喜村	多良間村
名護市	国頭村	金武町	西原町	南大東村	竹富町
糸満市	大宜味村	伊江村	与那原町	北大東村	与那国町
沖縄市	東村	読谷村	南風原町	伊平屋村	